

指 名 停 止 措 置 一 覧 表

No.	措置年月日	商号又は名称	所在地	指名停止の期間	月数	指名停止の理由
1	令和8年6月15日	日本郵便 株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	令和8年6月15日 ～ 令和8年9月14日	3	元社員が、郵便ポストから郵便物を回収する業務の入札を巡り、特定の業者が受注できるよう便宜を図った見返りに賄賂を受け取ったとして令和8年5月20日に逮捕されたため。（指名停止要綱別表第14号）
2	令和8年7月28日	富士通 J a p a n 株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5	令和8年7月28日 ～ 令和8年10月27日	3	元社員が、富士通株式会社が管理する営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反（営業秘密領得）の容疑で埼玉県警に逮捕され、同年6月1日罰金30万円の略式命令を受けた。（指名停止要綱別表第14号）
3	令和8年8月12日	株式会社 カナデビアエンジニアリング	大阪府大阪市中央区南久宝寺町3丁目1番8号	令和8年8月12日 ～ 令和8年9月11日	1	建設業法第15条第2号で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していたことが同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、近畿地方整備局から令和8年6月19日付けで同法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けた。（指名停止要綱別表第14号）